

平成 23 年 12 月 26 日

広島県知事
湯崎英彦様

広島県事業評価監視委員会
委員長 中山隆弘

平成 23 年度広島県公共事業の再評価に関する意見書について

本委員会では、広島県農林水産局、土木局及び都市局所管の公共事業について、「広島県公共事業再評価実施要領」第 5 の 3 の規定に基づいて平成 23 年度の対象事業について審議し、別紙のとおり委員会としての意見を取りまとめましたので、ここに意見書として提出いたします。

今後の公共事業の実施に当たっては、意見書の内容を尊重いただくとともに、効率的な事業執行や透明性の確保が一層図られるよう努力していただきますようお願い申し上げます。

広島県公共事業の再評価に
関する意見書

平成23年12月26日

広島県事業評価監視委員会

広島県事業評価監視委員会委員名簿

(50音順)

委員長	<small>なか やま たか ひろ</small> 中山 隆弘	広島工業大学教授
	<small>いわ さき う た こ</small> 岩崎 宇多子	税理士
	<small>かわ はら よし ひさ</small> 河原 能久	広島大学大学院教授
	<small>さ さ き せいぞう</small> 佐々木 清蔵	前安芸太田町長
	<small>と だ つね かず</small> 戸田 常一	広島大学大学院教授
	<small>みや した ふみ ひろ</small> 宮下 文博	中国経済連合会常務理事

はじめに

本委員会は、公共事業の効率性や実施過程の透明性の向上を図るため、知事の諮問機関として平成10年8月に設置され、委員会では、平成10年度から昨年度まで、累計で365事業の再評価対象事業を審議してきた。

14年目となる今年度は土木局所管の10事業について審議を行い、中でも、広島県公共事業再評価実施要領（以下「実施要領」という。）第5の2に基づき、事業を巡る状況変化や進捗率、事業費等の変化が著しい等の理由により抽出した7事業については一部現地視察も行い、重点的な審議を行ったところである。

審議は、平成23年9月、11月及び12月に開催した3回の委員会と、10月に行った現地調査等の場において、各事業に関する詳細な資料をもとに、県の事業担当部局の説明を聴取しながら、実施要領第6の1に定める評価の視点に基づいて幅広く検討を行った。

この意見書は、委員会の総意として、その結論をとりまとめたものである。

なお、この間、県の事務担当部局並びに各事業担当部局の関係各位には、資料の作成及び事業の説明等で多大なご尽力をいただいた。この紙面を借りて謝意を表する次第である。

平成23年12月26日

広島県事業評価監視委員会
委員長 中山 隆弘

1 再評価の実施事業

事業区分	事業名	施設名等	事業箇所の市町名	重点審議対象事業	所管局・課名	
					局	課
道路	道路改良	一般国道184号 尾道拡幅	尾道市	○	土 木 局	道路整備課
	道路改良	一般国道486号 新市府中拡幅	福山市	○		道路整備課
河川	地震・高潮 対策	京橋川・猿猴川・府中 大川	広島市 府中町	○		河川課
	広域基幹, 市 街地基盤整備	安川	広島市			河川課
	広域基幹 河川改修	江の川	北広島町	○		河川課
	広域一般 河川改修	本村川	安芸高田市			河川課
	広域一般 河川改修	成羽川	庄原市	○		河川課
港湾	小型船だまり 整備	小用港ウシシ地区	江田島市	○		港湾企画整備課
海岸	港湾海岸保 全施設整備	尾道糸崎港三原地区	三原市	○		港湾企画整備課
	港湾海岸保 全施設整備	尾道糸崎港尾道地区	尾道市			港湾企画整備課
土木局・都市局所管事業 小計				10事業		
農林水産局所管事業 小計				0事業		
合計				10事業		

2 審議等の経過

(1) 第40回委員会【9月14日】

1) 内容

平成23年度の再評価対象となる土木局所管10事業について、事業ごとに事業概要、必要性、進捗状況、事業を巡る社会経済状況の変化、費用対効果、代替案・コスト削減の可能性、その他について、資料により事業担当課から説明を受けた。それを踏まえて、次回の第41回委員会以降における重点的に審議する対象事業として、事業費や工期等の当初計画からの変動、事業の進捗率、費用対効果、残工期等を総合的に勘案し、7事業を協議により決定した。

2) 抽出事業

《土木局所管事業》

- ① 一般国道184号尾道拡幅 道路改良事業
- ② 一般国道486号新市府中拡幅 道路改良事業
- ③ 京橋川・猿猴川・府中大川 地震・高潮対策事業
- ④ 江の川 広域基幹河川改修事業
- ⑤ 成羽川 広域一般河川改修事業
- ⑥ 小用港ウシシ地区 小型船だまり整備事業
- ⑦ 尾道糸崎港三原地区 港湾海岸保全施設整備事業

(2) 現地調査【10月12日】

第40回委員会において重点審議対象として抽出した7事業のうち、「一般国道184号尾道拡幅 道路改良事業」、「京橋川・猿猴川・府中大川 地震・高潮対策事業」及び「尾道糸崎港三原地区 港湾海岸保全施設整備事業」の3事業について現地調査を行った。

(3) 第41回委員会【11月17日】

第40回委員会と現地調査において委員から提示された質問や意見に対する説明を各事業担当課から受けた後、引き続き、7件の重点審議事業について、詳細にその必要性や地元市町の要望等の説明を受け、それに基づいて事業実施の妥当性について審議した。

(4) 第42回委員会【12月1日】

第41回委員会において委員から提示された質問や意見に対する説明を受けた後、重点審議事業である7事業について、2回の委員会での審議を踏まえて作成した「再評価意見の骨子(案)」に対する審議を行った。また、重点審議事業以外の3事業について、継続が妥当であることで合意がなされた。

意見書については、委員長が委員との合議の上で最終的な意見書を作成し、知事に提出することで合意がなされた。

I 道路改良事業：一般国道 184 号 尾道拡幅

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 尾道市新浜町～尾道市栗原町
- ② 規模等 道路延長：4,175m 車道幅員：13.0m (全幅員：30.0m)
- ③ 全体事業費 25,000 百万円 (前回の再評価時と同額)
- ④ 工期 昭和 61 年度～平成 33 年度 (前回の再評価時は昭和 61 年度～平成 24 年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

一般国道 184 号 (起点：島根県出雲市、終点：広島県尾道市) は、山陰、県北部地域と尾道市を連絡する幹線道路であり、後述のように平成 17 年度の交通センサスによれば交通量は約 18,000 台/日である。一方、本事業区間も、尾道市中心部と、山陽自動車道尾道 IC 及び一般国道 2 号尾道バイパスなどの幹線道路や、JR 新尾道駅などの主要施設へアクセスする重要な道路である。

しかし、当該国道と一般国道 2 号旧道との交差点では、尾道市中心部と市北部地域間の自動車交通需要の増大や、平原団地の開発により、日々朝夕に深刻な渋滞が発生している。

そのような現況に鑑み、日々の交通や緊急時における交通の円滑化や交通安全の確保などを目的とした本事業の必要性は大きい。

なお、審議の過程で、現在事業中の門田工区は、尾道バイパスで代替可能ではないかという意見があったが、その場合、尾道バイパスと一般国道 184 号を結ぶ市道の交通量が増大し、生徒をはじめ、その地域の住民の交通安全問題に新たな課題が発生してしまうなどの説明があった。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

道路交通センサスによると、この区間の交通量に関しては、平成 17 年度が 18,242 台/日で、前回再評価を行った平成 11 年度の 17,632 台/日に比較し、大きな変化はないといえる。したがって、一般国道 184 号と一般国道 2 号旧道との交差点における朝夕の渋滞を解消する本事業の必要性についての変化もないと判断する。

③ 進捗状況と今後の見通し

進捗状況が芳しくなく、事業の完了予定年度が、前回の評価時の平成 24 年度から平成 33 年度に変わった理由は、現在事業中の門田工区における用地交渉に予定以上の期間を要したためである。しかし、この点については、現在、ほぼ解決の見通しが立っているとのことである。

ただし、未着手の新浜工区については、平成 4 年の都市計画変更時に生活環境の変化等に対する懸念が地元の市民より寄せられているにも関わらず、それ以降、地元の意向は確認されていない。したがって、予定の平成 33 年度末までに事業が完了するか否かの見通しは依然として不透明である。審議の過程でも、必要に応じ道路の規格やルートを見直すことを検討すべきという意見や、現在の計画を変更すると、より時間がかかってしまうのではという意見があった。

門田工区の進捗状況や予算面の制約条件があることについては一定の理解ができるものの、事業の進捗に障壁となる諸事項については早急に人的及び予算的措置によって解決を図り、できるだけ目標年度までに本事業を完了させる努力が関係者には求められている。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

本事業の全体事業費は前回の評価時と変わっていない。しかし、評価期間を事業期間及び供用開始後の50年間とし、社会的割引率を4%とした「国土交通省道路局，都市・地域整備局における費用便益分析マニュアル」に準拠して行われたB/Cについては，前回の2.1から1.0（総便益（B）が307.8億円，総費用（C）が295.9億円で，小数点第2位以下を四捨五入した値）と大きく変化している。これはマニュアルそのものが平成20年度に変わったことによるものではあるが，現時点における本事業の効果は，無いとは言えないものの，あまり高くもないと考えざるを得ない。

⑤ その他―地元からの要望―

地元の尾道市からは，広域交通網のアクセス性を高めることや，平原団地から中心市街地へのアクセス性の向上のため，早期整備を強く要望されている。ただし，前述のように新浜地区の地元の市民が，主に生活環境の変化を懸念していることも，今後の事業展開上，忘れてはならない。

（4）結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し，当該事業の継続実施については適当と判断する。

しかし，バイパス道路という性質上，すべての工事が完成することにより当初計画の事業効果が発揮されるものであるにもかかわらず，今後の事業見通しが不透明であることを懸念する。

現在の完成予定年からさらに遅延することは，現時点での費用便益比1.0を下回る可能性もあり，関係各位には，事業遅延も想定される未着手の新浜工区について，予定としている平成33年度の事業完了が可能となるための具体的な検討をできるだけ早期に開始されることを望む。

Ⅱ 道路改良事業：一般国道 486 号 新市府中拡幅

(1) 事業概要

- ① 事業場所 福山市新市町戸手～府中市須町
- ② 規模等 道路延長：3,000m 車道幅員：13.0m (全幅員：30.0m)
- ③ 全体事業費 17,000 百万円 (前回の再評価時と同額)
- ④ 工期 平成 9 年度～平成 33 年度 (前回の再評価時は平成 9 年度～平成 27 年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

一般国道 486 号 (起点：岡山県総社市，終点：広島県東広島市) は，福山市の北部地域及び府中市の市街地中心部を東西に貫く広島県にとって主要な幹線道路である。東部方面へは国道 313 号 (起点：広島県福山市，終点：鳥取県東伯郡北栄町) を介して福山市中心部や岡山県へ，西部方面は現在整備中の尾道松江線へアクセスし，これらの地域の広域的な連携や物流面における重要な役割を担う道路である。

しかし，本事業の周辺区間では，市街化により日々慢性的な交通渋滞が生じている。したがって，現道路の拡幅により，交通の円滑化や交通安全の確保などの交通課題の解決や，幹線道路として災害時の緊急輸送路としての機能の確保など，本事業の必要性は高いといえる。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

上述の交通渋滞については，平成 17 年と平成 11 年との交通量を参考にして比較する限り大きな変化は無く，むしろ，費用対効果分析における将来推計では，現状よりも交通量が増加することが見込まれている。したがって，事業の必要性は前回の再評価時と変わらないといえる。

③ 進捗状況と今後の見通し

現在事業中の中須工区及び戸手工区については，用地買収は概ね完了し，一部工事に着手している。今後は，事業中区間の進捗状況を見ながら，未着手の新市工区について事業着手の検討を行うこととされている。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

まず，本事業の全体事業費は前回の評価時と変わっていない。また，本事業の費用便益分析は国土交通省道路局 都市・地域整備局の「費用便益分析マニュアル」(平成 20 年 11 月) に従い，費用及び便益の評価期間を事業期間及び供用開始後の 50 年間とし，社会的割引率を 4% として算出された B/C は 1.4 (総便益 (B) が 256.5 億円，総費用 (C) が 182.3 億円) である。

⑤ 地元からの要望

福山市からは物流基盤の強化や都市間交流の促進，地域拠点間の連携強化や災害に強いまちづくりの構築のため，また府中市からは広域ネットワークの環境整備のためにと，いずれの市からも整備促進を強く要望されている。

(4) 結論

事業の必要性和費用便益比を勘案し，当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし，関係各位には，予定としている平成 33 年度までに事業を完了させ，当初の計画どおりの事業効果が得られるよう一層努力されたい。

Ⅲ 地震・高潮対策事業：京橋川・猿猴川・府中大川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 広島市中区，南区，東区，府中町
- ② 規模等 護岸工 延長：24,600m
- ③ 全体事業費 51,000 百万円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 昭和 45 年度～平成 43 年度（前回の再評価時と同じ）

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

京橋川，猿猴川及び府中大川は，いずれも広島市中心部を流下し，それらの流域には人口，資産，都市機能が集積している。したがって，当該地区が高潮等により被災すれば，人命や資産への影響のみならず，広島市の経済活動等にも多大な支障が生じる。しかし，各河川の背後地は埋め立てにより形成された土地であることから地盤の高さが低く，近年では平成 16 年の台風 16，18 号により，床上浸水など甚大な被害が発生している。また，大地震の際には，地盤の液状化に伴う堤防の沈下が予想される。このため，後述する B/C の数値にも見られるように本事業の必要性は高いと考えられる。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

前回評価時と比べ，本事業の必要性に関わるような社会情勢の変化はない。

③ 進捗状況と今後の見通し

河川改修事業の宿命ではあるが，計画期間が長期にわたるため，本事業の完了予定時期は 20 年先である。しかし，猿猴川の左岸における府中大川合流点からの上流部については平成 24 年度末までに改修されるので，その間の地震・高潮に対する安全性は今よりもかなり向上する。また，その後も，引き続き猿猴川右岸の整備により，当地区の安全性向上が図られている。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

全体事業費は 51,000 百万円であり前回評価時からの増減はない。

また，本事業の費用便益分析は，国土交通省の「治水経済調査マニュアル（案）」（平成 17 年 4 月 1 日）に準拠して行われ，評価期間を事業期間及び供用後の 50 年間，社会的割引率を 4.0%とした分析の結果，B/C は 71.3（総便益 (B) が 51,282.9 億円，総費用 (C) が 719.5 億円）と極めて高い値が得られている。このことから，本事業の必要性の高さが伺える。

⑤ 地元からの要望

地元の広島市からは，当該地区は台風期の異常高潮により度重なる浸水被害を受けているとともに，先般の東日本大震災により，沿岸部である当地域の市民の防災に対する意識もさらに高まっているため，早急な整備を要望されている。

(4) 結論

事業の必要性和費用便益比を勘案し，当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし，関係各位には，事業が今後も長期間にわたることから，事業効果の早期の発現につながるよう効率的，効果的な整備手法，整備順序の検討を行いつつ，事業全体の早期完成に向けて，一層努力されたい。

IV 広域基幹河川改修事業：江の川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 北広島町
- ② 規模等 護岸工 延長：26,700m
- ③ 全体事業費 25,150 百万円（前回の再評価時と同額）
- ④ 工期 昭和 52 年度～平成 42 年度（前回の再評価時と同じ）

(2) 再評価の事由

事業採択後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

江の川の本事業区間は、昭和 47 年の集中豪雨で広範囲にわたり甚大な被害を受けており、本川、支川を併せた改修が必要と判断され、現在、鋭意事業が継続されている、その後も未整備区間において豪雨による家屋浸水等の被害が発生しており、流域全体の治水安全度の向上は当初と変わらず重要である。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

防護地区における人口等に大きな変動はなく、必要性に変わりはない。

③ 進捗状況と今後の見通し

事業は計画通り進捗しており、用地取得は概ね完了し、平成 42 年度に事業を完了すべく、順調に工事が進んでいる。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

全体事業費は 25,150 百万円であり前回評価時から増減はない。

また、本事業の費用便益分析は、「治水経済調査マニュアル（案）」（平成 17 年 4 月 1 日）に準拠して行われ、評価期間を事業期間及び供用後の 50 年間、社会的割引率を 4.0%とした分析の結果、B/C は 1.2（総便益（B）が 121.1 億円、総費用（C）が 100.3 億円）と算出されている。

⑤ 地元からの要望

地元の北広島町からは、当該地区は台風や集中豪雨等により災害が発生しやすい状況にあるため、早期の事業完了を要望されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし、関係各位には、事業が今後も長期間にわたることから、事業効果の早期の発現につながるよう効率的、効果的な整備手法、整備順序の検討を行いつつ、事業全体の早期完成に向けて、一層努力されたい。

V 広域一般河川改修事業：成羽川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 庄原市東城町
- ② 規模等 護岸工 延長：2,200m
- ③ 全体事業費 2,245百万円（前回の再評価時は2,295百万円）
- ④ 工期 平成9年度～平成33年度（前回の再評価時と同じ）

(2) 再評価の事由

前回の再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

成羽川は、東城町の中心市街地を流下しており、想定氾濫区域には人家が集中し国道も通過している。しかし、計画流量に対し河川断面が大幅に不足し、過去にも度重なる浸水被害が発生しており、河道を拡幅し安全に洪水を流下させるために、本事業が必要である。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

都市再生整備計画に基づく中心市街地の整備が進められており、本事業の必要性については、前回の再評価時と変わらない。

③ 進捗状況と今後の見通し

現在は、右岸側の用地買収が行われている。事業は計画通り進捗しており、平成33年度に本事業に関わる全工事が完了予定である。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

総事業費は工事発注時の入札差金の発生により前回の再評価時から50百万円減少している。

また、本事業の費用便益分析は、「治水経済調査マニュアル（案）」（平成17年4月1日）に準拠して行われ、事業の評価期間は事業期間及び供用後の50年間、社会的割引率は4%に設定されており、B/Cは1.3（総便益（B）が35.1億円、総費用（C）が27.2億円）である。

⑤ 地元からの要望

地元の庄原市からは、大雨時に災害が発生しやすい状況下、河川周辺の地域住民が危機感を持っていることから、早期の完成を要望されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし、関係各位には、予定としている平成33年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう、なお一層の努力をされたい。

VI 小型船だまり整備事業 小用港ウシシ地区

(1) 事業概要

- ① 事業場所 江田島市江田島町
- ② 規模等 防波堤(1) 延長：177m, 防波堤(2) 延長：90m, 護岸 延長：211m,
-2.0m物揚場(1) 延長：100m, -2.0m物揚場(2) 延長：163m,
浮棧橋1基
- ③ 全体事業費 3,800百万円(前回の再評価時は2,900百万円)
- ④ 工期 平成15年度～平成31年度(前回の再評価時は平成15年度～平成23年度)

(2) 再評価の事由

前回の再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

本地区を含む小用港は江田島市の西海岸側に位置する港であり、いわし類等の漁獲やカキの養殖等が営まれている。ただ、本地区の船だまりは水域が狭い上に、タグボートも日常的に航行するため、漁船の航行上の安全度は決して高いとは言えず、さらに、係留施設も不足しているため、漁業の効率的な営みに大きな支障が生じている。したがって、本地区における漁業の振興を図るためには、防波堤を整備し、漁船とタグボートの利用水域を分離して漁船の航行安全性を高めると共に、係留施設を増設して、荷揚げが効率的に行われるようにする必要がある。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

漁業従事者は全国的に減少しているが、平成22年度の調査によれば本地区の漁船数は平成11年度の調査当時とほぼ同数で、係留施設が不足している状況に変わりはない。

③ 進捗状況と今後の見通し

隣接する他事業の計画変更に伴い物揚場及び防波堤延長の見直しがなされたため、事業の完了時期が前回再評価時の平成23年度から平成31年度と大幅に伸びている。しかし、今後は、防波堤の工事他、順調に工事が行われ、平成31年度末を目途に事業が進捗すると考えられる。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

上述のように一部事業計画の見直しを行ったことにより、本事業の総事業費は前回評価時の2,900百万円から3,800百万円に増加している。

しかし、国土交通省港湾局の「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」(平成16年6月)に準拠して行われた費用便益分析の結果、評価期間を事業期間及び供用後の50年間とし、社会的割引率を4%に設定したときのB/Cが3.2(総便益(B)が119.8億円、総費用(C)が37.7億円)と、1.0をかなり上回っている。

⑤ 地元からの要望

地元江田島市からは、漁業活動の効率化、利便性、安全性に支障を来していることから、魅力ある水産業の振興ならびに一層の活性化のために、事業の早期完成を強く要望されている。

(4) 結論

事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし、関係各位には、今後早期に工事を完了させる努力と共に、地元の関係者にも、整備された施設を有効に活用し、漁業を通して地域の振興を図るよう、強く働きかけていただくようお願いする。

Ⅶ 港湾海岸保全施設整備事業 尾道糸崎港三原地区

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 三原市糸崎町
- ② 規模等 護岸 延長：1,723m
- ③ 全体事業費 1,460 百万円（前回の再評価時は1,244 百万円）
- ④ 工期 平成 15 年度～平成 28 年度（前回の再評価時は平成 15 年度～平成 23 年度）

(2) 再評価の事由

前回の再評価後 5 年を経過した時点で継続中の事業であるため。

(3) 審議内容

① 事業の内容と必要性

当該箇所の背後地には、糸崎の市街地が形成され、家屋等が集積しており、平成 16 年の台風で甚大な浸水被害が発生している。本年 10 月に行った現地視察においても、9 月に発生した大潮による浸水被害の状況を確認できた。本事業が完了した暁には、同様の被害による市民生活や経済活動等への深刻な影響が平成 16 年の台風で代表される過去最大級の高潮においても回避できると考えられる。

② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化

上述のように、事業着手後に発生した平成 16 年の台風 16 号によって当地区が深刻な浸水被害を受けたため、再度防災計画を見直して工事区間の変更がなされているが、事業の必要性に変わりはない。

③ 進捗状況と今後の見通し

事業区間の見直しを行ったことにより、完了予定時期を当初の平成 23 年度から平成 28 年度と変更している。現在、下木原工区 (B 箇所) については全工事を完了しており、松浜工区 (A 箇所) については、平成 28 年度に事業を完了すべく、順調に工事が進んでいる。

④ 事業費の増減と現時点での費用便益比

事業区間の見直しを行ったことにより、総事業費は前回評価時の 1,244 百万円から 1,460 百万円に増加している。

しかし、国土交通省港湾局の「海岸事業の費用便益分析指針」(平成 16 年 6 月)に準拠して行われた費用便益分析の結果は、評価期間を事業期間及び供用後の 50 年間、社会的割引率を 4.0%に設定したときの B/C は 20.0 (総便益 (B) が 331.3 億円、総費用 (C) が 16.6 億円)であり、極めて大きい値を示している。

⑤ 地元からの要望

地元の三原市からは、本年の 9 月にも、大潮により背後地の住宅に床下浸水が発生し住民生活を不安に陥れており、今後、住民の安心と安全が保たれる本事業の早期完成の強い要望が出されている。

(4) 結論

事業の必要性和費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。

ただし、関係各位には、予定としている平成 28 年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう、一層努力されたい。

おわりに

今年度の事業再評価の審議の結果、本委員会は、対象となった10事業のいずれもその継続を認める旨、提言することとした。

特に、重点審議の対象とした7事業については、現地調査を含む詳細な検討を行ったが、各事業にはいくつかの課題はあるものの、その必要性は現時点においても計画当初または前回再評価時と変わりはなく、費用便益比も確保されていることを確認した。

本意見書では、それぞれの事業の継続可否についての結論とその理由等に加えて、審議の過程において指摘した主な課題等についても併せて述べているので、今後の事業執行において、これらの諸課題についてはぜひともご留意いただきたいと考える。

公共事業を取り巻く環境は、事業評価監視委員会の設置当初と比べても大きく変わっており、継続中の事業において、必要性が認められるものの、財政的な制約から早期の完成が困難となっている事業が多数見られている。今後の事業の執行には、限られた予算の中での事業効果の早期発現のために、社会・経済状況や、県民のニーズの変化を的確に把握すると共に、効率性を重視した観点からの事業計画の再検証が重要な視点となっている。したがって、本事業再評価制度は今後も重要な役割を担うものと考えている。

本委員会としても、今後も、再評価制度の対象事業の一つ一つについて、より厳格な審査を実施していくことになるが、事業主体者である貴県におかれても、すべての事業の執行において、常にこの再評価の視点を意識しながら、コスト縮減と、事業効果の早期発現に対する弛まぬ努力を継続されるよう強く要望する。